

中山間地域総合農地防災事業（拡充）

【 1 , 6 2 4 (1 , 9 7 8) 百万円】

対策のポイント

中山間地域において、洪水被害や土砂災害等を防止するため、ため池や農業用排水路の改修、土留工等の整備を総合的に実施します。

（中山間地域の現状）

- ・ 中山間地域は農業粗生産額が国全体の約4割、面積は国土の約7割を占めています。
- ・ 中山間地域における農業・農村の振興は、食料の安定供給のみならず、国土や環境の保全など、農業の持つ多面的機能を発揮する上で重要な役割を果たしています。
- ・ 他方、中山間地域は老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在するなど、地形的・自然的に厳しい環境にあり、集中豪雨等により災害が発生するおそれが高いことから、農地・農業用施設の災害の未然防止対策が求められています。

政策目標

集中豪雨などにより被害の発生するおそれのある農用地（延べ81万ha）について防災・減災対策を実施

< 内容 >

1. 中山間地域の農地防災に資する以下の整備を総合的に行います。
 - ため池、農業用排水施設の新設、廃止又は改修
 - 土留工その他の施設の新設、廃止若しくは改修、暗渠排水又は整地
 - 耕作放棄地を有効活用し、国土保全機能の持続を図る「国土保全機能持続対策計画」に基づく沈砂池、侵食防止畦畔等の新設、廃止又は改修
 - これらの施設を管理するために必要な管理用道路等の新設又は改修
 - ため池の改修に併せて行う保全体制の整備等
2. その他、地域の実情に応じて特に必要な施設の整備（植林、雪崩防護施設、鳥獣防護施設等）を行います。

【事業対象地域】

過疎地域、山村振興、離島、半島振興、特定農山村地域の指定を受けた地域及び沖縄振興特別措置法に指定する沖縄県の離島のうち、水田の傾斜度が1/20以上、畑の傾斜度が8°以上の農地面積が50%以上の市町村、あるいは地すべり危険地である区域を含む市町村。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 農林水産省：55%、北海道：55%、離島：60%、沖縄：80%
3. 事業実施期間 平成5年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03-3502-6430（直））]